

平成 31 年 3 月 28 日 (木)  
午後 7 時 30 分 ~  
於：日野市東部会館

第 3 回 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設  
運営基準検討委員会

次 第

1. 開会
2. 委員会の検討報告について
3. 質疑等
4. その他
5. 閉会

新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会  
意見まとめ

第1回委員会（平成30年12月22日開催）及び第2回委員会（平成31年2月2日開催）  
で出された意見を以下のとおりまとめる。

【意見】

1. 排ガス等の基準については、かねてから、よりクリーンなものを求めてきた。地域の人のために、環境基準に沿ったできるだけクリーンな施設にしてほしい。
2. しっかりと運営を監視・モニタリングしてほしい。
3. 公害防止のための運転に関する情報を、正確に、かつ、速やかに発信し、透明な運営を望む。
4. 運転停止に至らない基準値超過の際も、その原因の追及を行うこと。
5. 水銀等有害なものが可燃ごみに混ざることがないように、構成団体には入口対策をしっかりとお願いしたい。
6. 収集車両の排気ガスによる地域への影響を少なくするために、低公害車両の導入を求める。
7. 人が健康に暮らせるための望ましい基準として環境基準がある。組合の自主基準値も問題ない。しっかりと決めた基準を守り、それを安定して維持すること。
8. 地震・水害等の災害時の対策をしっかりと行うこと。
9. 運転を停止する際は、残存ごみに対する排ガス処理を徹底する等出来る限りの対策をとること。
10. 外部からのハッキング等に対し、万全のセキュリティ対策をとること。
11. 浮遊する飛灰の飛散防止策に万全を期すこと。
12. 今後も継続的に地元住民に対し、施設のしくみについての説明を聴ける機会がほしい。

## 第3回新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会 要点録

【日 時】平成31年(2019年)3月28日(木)19:30~20:15

【場 所】東部会館2階 視聴覚室

### 【出席者】

#### ○委員

- ・新石自治会：2名
- ・新井自治会：2名
- ・落川上自治会：2名
- ・百草園自治会：2名
- ・クリーンセンター連絡協議会：1名
- ・学識経験者：2名
- ・行政職員：5名（日野市環境共生部長、日野市環境共生部クリーンセンター長、  
国分寺市建設環境部長、小金井市環境部長、浅川清流環境組合事務局長）

#### ○事務局

事業課長、総務課長、事業課課長補佐、事業係長、総務係長  
事業課主査、事業課主任2名、事業課主事

#### ○傍聴者

7名

### 【次 第】

#### 1 開会

#### 2 委員会の検討報告について

事務局より、第1回・第2回委員会で出された意見のまとめ、及び、これらの意見を踏まえた委員会としての管理者への報告案について説明を行った。

#### 3 質疑等

Q：資料1の7について、文章の最後の「それを安定して維持することである。」は「それを安定して維持すること。」とした方が良いのではないか。

A：そのように修正します。

Q：資料1の12について、文章の最後の「説明を聴ける機会がほしい。」は「機会を設けること」など、言い切るような表現が良いのではないか。

A：要望ということで、このままの表現とさせていただきたい。

Q：資料2の3.③について、搬入ごみの展開検査とはどのようなものなのか。

A：第1回委員会の資料では抜き打ち検査という言葉を使っていましたが、一般的には分かりづらい表現のため、変更しました。搬入事業者が適切にごみを持ち込んでいるか、ごみを車両から展開して検査するものです。

学識委員より補足：

可燃ごみ以外のものを持ち込んでいないか、袋を切り開いて検査するものであり、内容物の検査という表現を使っている。

A：表現を修正します。

Q：資料2の1について、多摩地域ごみ処理広域支援体制とはどのようなものか。

A：多摩地域を3ブロックに分けて、施設の故障等の際にブロック内で相互に協力してごみを処理していくというものです。

Q：東京都が管理しているものなのか。

A：多摩地域だけで行っているものです。

学識委員より補足：

環境省が中心となり、全国の市町村、企業が一体となって災害時の支援を行う D.Waste-Net という取り組みがあり、熊本地震の際も広域で支援を行っている。

多摩地域だけでもこのような相互支援体制を作っておくことは、万が一のときでも安心できる。

Q：資料2の 2.②について、「運転停止・再開方針」という言葉がいきなり出てくる。例えば、「組合と運營業務受託者が定める運転停止・再開方針」としたり、「」を付けるなどした方が良いのではないか。

A：運転停止・再開のルールについては、組合で考え方をもち、それを運營業務受託者に伝えて守らせるというものであるため、運転停止・再開方針は組合が定めることとなります。

表現については、「」を付ける形に修正します。

事務局にて、今回出された修正点等について確認及び整理。

事務局：今、確認した修正点を反映したものを最終版とします。内容については、要点録と同様に、委員長と副委員長にご確認いただいた上で、各委員に送付させていただきます。

今後、検討報告の（案）が取れた最終版を組合管理者である日野市長に報告します。また、併せて、運転停止・再開方針についても（案）を取って管理者に報告します。

その後、検討報告、運転停止・再開方針、要点録を組合ホームページで公表します。また、3回の検討委員会の内容をまとめて、5月上旬頃を目途に地元5自治会地域の皆様にお知らせします。3市の市民に対しては、秋頃に発行予定の組合ニュースでお知らせする予定です。

Q：組合議会へは報告しないのか。

A：議会へも報告いたします。

Q：ホームページだけでなく、紙で配布してほしい。

A：地元5自治会地域には、組合ニュース臨時号として検討委員会の内容をまとめ、各戸に配布したいと考えています。

事務局：委員会としては今回で終了となりますが、今後もクリーンセンター連絡協議会で情報提供していきます。

今後、管理者に検討報告を行った後は、その内容を組合と構成3市で共有すると共に、運營業務受託者に提示し、運営のルール・マニュアル等に反映していきたいと考えています。

4 その他  
なし

5 閉会

## 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会

## 検討報告

平成 31 年 4 月

新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会は、周辺環境の保全を図ることを目的に、下記に示す運営の基準となる基本事項について、全 3 回にわたって検討を行い、これに付帯する様々な意見等が出されたところである。

これを踏まえ、当委員会としては、浅川清流環境組合が下記に示す基本事項を運營業務受託者並びに構成団体（日野市、国分寺市、小金井市）に提示し、これを遵守させるとともに、各々が、委員会が出された意見を最大限尊重し、情報の透明化に努め、公害の防止はもとより、施設周辺の環境に配慮した安心・安全な施設運営の実現に向けて与えられた役割を誠実に果たすことを求めるものである。

## 1. 処理対象ごみについて

焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市、小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物（粗大ごみ、破碎残渣、災害ガレキを含む）及び多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。

## 2. 公害防止対策について

- ①組合が定める公害防止基準よりさらに厳しい運転管理上の自主基準を運營業務受託者に定めさせる。
- ②公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、「運転停止・再開方針」によるものとする。

## 3. 公害の監視について

- ①定期測定計画は運營業務受託者に法定回数以上の頻度で定めさせ、十分な公害防止体制を敷き維持管理を行う。
- ②公害防止情報表示盤を、新石、新井、落川の各地域に常設する。また、新施設の屋内表示盤や組合ホームページでも同一の情報を表示する。
- ③抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月 2 回以上実施する。

## 4. その他

## (1) 車両対策

- ①交通安全・車両点検整備・交通事故防止・マナーアップ等の講習を実施する。
- ②搬入台数の削減及び低公害車両の導入を日野市、国分寺市、小金井市に要請する。
- ③可燃ごみの搬出入車両の走行経路は指定する走行ルートとする。

## (2) 周辺環境対策

施設敷地内の美化に努め、周辺地域の良好な環境保全のため、多摩川ルートの道路清掃を年 2 回以上実施する。

## 運転停止・再開方針

令和元年5月8日制定

本方針においては、①排ガス中のばいじん・塩化水素・窒素酸化物・硫黄酸化物、②排ガス中の水銀、③排ガス中のダイオキシン類、その他（下水・騒音・振動・悪臭）が、公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止（以下「立ち下げ」という。）及びその後の運転再開について定める。

## 1. 排出状況の確認

平常時における平均的な排出状況を確認するため、定期測定計画を運營業務受託者に定めさせる。なお、測定方法はバッチ測定※<sup>1</sup>とする。

## 2. 公害防止基準値超過による立ち下げ

## ① 排ガス中のばいじん・塩化水素・窒素酸化物・硫黄酸化物

## (1) 立ち下げ

定期測定の結果が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

## (2) 自動測定機の活用

自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合も当該焼却炉を立ち下げる。

## (3) 公表

焼却炉を立ち下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

## ② 排ガス中の水銀

## (1) 立ち下げ

定期測定の結果（法令で定める方法により評価すべき測定結果）が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

## (2) 自動測定機の活用

自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合も当該焼却炉を立ち下げる。

## (3) 公表

焼却炉を立ち下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

## ③ 排ガス中のダイオキシン類、その他（下水・騒音・振動・悪臭）

## (1) 立ち下げ

定期測定の結果が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

## (2) 公表

焼却炉を立ち下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

## 3. 緊急停止

重大故障等、緊急事態発生時は原因の特定とともに直ちに当該焼却炉を緊急停止する。

## 4. 運転の再開

立ち下げ及び緊急停止に至った事由が解決され、または、運転することに支障がないことが確認された場合は、運転を再開するとともにその経緯を組合ホームページで公表する。

※1 一定期間（もしくは一定量）サンプリングデータを集め、分析・測定する方式。

なお、大気汚染防止法の改正を受け、平成28年9月26日環境省告示第94号にて排ガス中の水銀測定方法としてバッチ測定を定めている。